

本年（2019年）10月から実施の消費税軽減税率制度は、すべての事業者に関係のある制度です。

# 消費税軽減税率制度説明会

2019年6月19日(水)

15:00～17:00

大阪信用金庫 日本橋ビル7階

大阪市中央区島之内2-15-20

定員：50名（定員に達し次第締め切ります。）

2019年10月より、消費税率の10%への引上げと同時に、消費税軽減税率制度が実施されます。

- ◆ 飲食料品と新聞のうち、一定の対象品目に軽減税率（8%）が適用されます。
- ◆ 対象品目を販売している場合、請求書やレシートに軽減対象品目の記載および税率ごとの合計額の記載
- ◆ 対象品目を仕入している場合、購入商品を10%と8%に区分して帳簿に記載

2023年10月より、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入により、仕入税額控除の方式が変わります。

- ◆ 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- ◆ 適格請求書の発行事業者となるためには、事前の申請が必要
- ◆ 2023年10月からは、帳簿および適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。

## 説明会プログラム

- ① 軽減税率制度の概要
- ② インボイス制度の概要
- ③ 軽減税率制度対策補助金について

- ・軽減税率の対象品目は何か
- ・請求書や帳簿の記載事項の変更点
- ・インボイス制度の概要について
- ・外食と持ち帰りの区別
- ・補助金の対象事業者とは

■主 催：大阪信用金庫

■共 催：大阪国税局

■申込み：下記の申込みフォームに必要事項を記載のうえ、2019年6月14日（金）までにお取引店の担当者にお渡しいただくか、弊社宛に直接FAX願います。（FAX：06-6772-1630）

なお、受講票は発行しませんので、当日は直接会場にお越しください。

■お問い合わせ先：株式会社だいしん総合研究所 TEL：06-6775-6590

## 参加申込書

社名・屋号			
氏名（代表者）		参加人数（代表者含む）	人
住所	〒		
電話番号			
お取引店		お客様番号	